

## 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見等の概要について

平成20年3月に中期目標期間が終了する北方領土問題対策協会の業務全般について、1年前倒して見直すこととして検討された結果、平成18年11月27日（月）に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が開催され、「独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘が内閣総理大臣に出されました。

また、内閣府所管の独立行政法人に対して、「平成17年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見」が委員長に出されました。

さらに、昨年度に中期目標期間が終了した駐留軍等労働者労務管理機構については、「中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見」が委員長に出されております。

以下にそれぞれの概要を示します。

### I 平成19年度に中期目標期間が終了する北方領土問題対策協会に対して、1年前倒して見直しをするため、「独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」として指摘事項が内閣総理大臣に通知された。

#### 1. 貸付業務の見直し

① 貸付金については、貸付実績が著しく乏しい資金及び他の貸付制度での代替可能な資金は貸付対象から除外することを視野に入れて、法人貸付資金を停止するとともに、住宅新築資金貸付の在り方について次期中期目標期間内に検討を行う。

② 融資条件については、リスク管理債権比率の一層の低減化を図るため、生活資金貸付、更正資金貸付、修学資金貸付及び住宅改良資金貸付について、その厳格化のための措置を講ずる。

なお、貸付原資である市中金融機関からの長期借入金の残高が増加していること等から、貸付業務の実施に当たっての国の財政負担の増加を可能な限り抑制するよう、貸付業務の実施方法について検討を行う。

#### 2. 国民世論の啓発業務、調査研究等の見直し

① 国民世論の啓発業務、調査研究等については、その目的及び北方領土問題対策協会が担う任務・役割の関係を明確にするとともに、当該事業により得ようとする効果を可能な限り具体的かつ定量的に把握する指標を設定した上で実施し、事後において実施効果を検証して、その在り方について積極的かつ柔軟に見直しを行う。これにより、社会経済状況の変化等により実施効果が低下した事業については改廃を行い、より効果的な事業への転換を図る。

- ② 調査研究の成果については、北方領土問題に関する施策の効果的な推進に寄与するよう、一層の活用を図る。

3. 効率的かつ効果的な法人運営

- ① 中期計画予算における役職員人件費の各勘定への計上については、コスト管理を一層徹底する観点から、各勘定への配分方法の改善等を図る。
- ② 退職者の不補充等の措置を検討し、引き続き、組織のスリム化に努める。
- ③ 札幌事務所の移転による事務所賃貸料の縮減を始めとする措置により、一般管理費の縮減を図る。

4. その他の業務全般に関する見直し

- ① 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等
- ・ 次期中期目標等において、北方領土問題対策協会が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記する。  
その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示す。
  - ・ 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により、見直しの実効性を確保するとともに、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。
- ② 効率化目標の設定及び総人件費改革
- ・ 一般管理費及び事業費にかかる効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。
  - ・ 総人件費については、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進する。
- ③ 随意契約の見直し
- 随意契約により実施している委託等の業務については、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。
- ④ 資産の有効活用等に係る見直し
- 北方領土問題対策協会が保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る観点から見直しを行う。

## II 「平成17年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見」が内閣府独立行政法人評価委員会委員長宛に出された。

### ① 国立公文書館

評価結果を業務運営により実効的に反映させるため、評価項目とされた事項を検討したことを評価しているものについては、検討したという事実だけでなく、検討結果や検討の進捗状況についても把握した上で評価を行うべきである。

また、評価基準が「実施済」か「未実施」の択一となっている評価項目については、実施済みであることだけでなく、当該業務の実施効果についても把握した上で評価を行うべきである。

### ② 国民生活センター

- ・ 評価に当たっては、振り込め詐欺や訪問販売によるリフォーム工事に関するトラブル、ガス湯沸器やシュレッダー等の消費生活用製品による事故等の発生状況を踏まえ、消費生活情報の迅速な提供と的確な対応に資するよう、地方公共団体への協力要請等についての取組や関係府省・関係機関等との連携等についての取組にも着目した評価を行うべきである。
- ・ 相談受付からP I O-N E Tへの登録については、現状では平均58.8日もの日数を要している。評価の前提となる目標・計画やその達成状況を測定するための指標の設定等が相談案件の内容や処理方法に対応しているなど合理的なものとなるよう、評価委員会として主務大臣に対し適切な措置の検討を要請すべきである。

### ③ 沖縄科学技術研究基盤整備機構

- ・ 評価の前提となる評価指標を具体的かつ定量的に設定すること、評価の理由を具体的に示すこと等、評価の方法の改善を検討すべきである。
- ・ 業務実績報告書については、評価の前提となる本法人の業務の内容及び進捗状況等の基本情報を具体的に記述するよう、評価委員会として法人又は主務大臣に内容の改善を要請すべきである。
- ・ 中期計画予算に計上した施設整備費補助金は平成17年度計画予算額であり、期間中の累計額ではないことを明らかにするよう、評価委員会として主務大臣に適切な措置を要請すべきである。

### ④ 所管法人共通意見

(人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価)

各法人の人件費については、各法人における具体的な人件費削減の取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)

随意契約により実施している業務については、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約内容の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

業務運営の効率化等についての評価においては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

平成18年度から固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について、中期目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

### Ⅲ 中期目標期間が終了した駐留軍等労働者労務管理機構については、「中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見」が内閣府独立行政法人評価委員会委員長宛に出された。

平成17年11月14日付けで「独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」として指摘事項を内閣総理大臣に通知し、今回は、「勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。」との意見が出された。